

介護老人福祉施設  
入所判定に関する指針

社会福祉法人 福祉の森

# 介護老人福祉施設入所指針

## 1 目的

この指針は、「老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」第12条第1項に基づき、指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入所判定にあたり、必要性が高い方の優先的な入所を行うため、入所の基準を明確化し、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

## 2 入所検討委員会

- (1) 施設は、入所の決定に係る検討を行うために、合議制の委員会（以下「検討委員会」という。）を設置するものとする。
- (2) 検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員及び施設職員以外の第三者で等で構成する。
- (3) 検討委員会は、施設長が招集し、定期的（3ヶ月に1回程度）に開催するものとする。
- (4) 検討委員会は、入所申込者名簿を調整するとともに、これに基づいて入所の優先順位の検討を行う。
- (5) 検討委員会は、審議の内容を議事録として、2年間保管しなければならない。

## 3 入所対象者

入所の対照となる方は、要介護1から5と認定された方のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な方とする。

## 4 入所申込者準員決定基準

### (1) 入所申込者名簿の作成

- ア 施設は、入所申込者全員について、施設所定の申込書に介護保険被保険者証の写しの提出を受け、その結果を別表1「第1次判定基準」により点数化し、入所の優先順位についてグループ分けを行う。
- イ 次に、上記作業で分けられた上位グループ者10名程度について別紙2の「入所申込者第2次判定基準」に基づいて、詳細に入所申込者の状況を調査し、入所順位の検討を行う。
- ウ 上記ア及びイの評価によって、上位の方から申込者名簿に登載する。

(2) 入所申込者名簿の調整

- ア 入所申込者名簿は、検討委員会の開催に合わせてその都度調整する。
- イ 検討委員会において、入所申込者の性別や居室の状況等を考慮の上、入所順位を変更することができる。

5 特別な事由による入所

(1) 次に掲げる場合については、検討委員会の検討を行うことなく入所を決定することができる。

ア 長期入院で契約解除した入所者の再受入れ

入所者が3ヶ月を超える入院により、一旦契約解除となった場合であって、以前の入所理由が解消されておらず、入所の必要性が認められるとき

イ 緊急を要する場合

- ・災害や事件・事故等により検討委員会を招集する余裕がない時
- ・その他特段の事情が認められる時

(2) 前項の規定に基づき入所決定を行った場合は、直近に開催する検討委員会に報告するものとする。

6 辞退者の取り扱い

(1) 入所の意思を確認したにも関わらず、申込者の都合により辞退があった場合は、入所申込者順位を繰り下げることができる。

(2) 前項の規定に基づいて入所申込者順位を繰り下げた後、再度辞退があった場合については、施設は当該申込者を申込者名簿から削除し、以後申込みを受け付けないことができる。

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

平成26年1月5日に改正する。

別紙 1

## 入所申込者第 1 次判定基準

この表は、入所申込者の入所順位の優先判定に際して、あらかじめ大枠での入所順位の上位・下位等のグループ分けを行う作業に使用する。

1 介護の必要性（10～50点）

要介護度	配点
要介護 1	10 点
要介護 2	20 点
要介護 3	30 点
要介護 4	40 点
要介護 5	50 点

2 在宅介護の困難性（10～40点）

①介護者の有無（10～40点）

介護者の状況		配点
介護者なし		40 点
介護者あり (主たる介護者 年齢)	65歳未満	5 点
	65歳以上75歳未満	10 点
	75歳以上	15 点

②介護者の状況（0～20点）

※上記①の点数に、下記に該当する項目を最大2項目まで加算する。

介護者の状況		配点
主たる介護者 続柄：	就労中	各10 点
	育児中	
	病弱で介護困難	
	他に要介護者あり	

※就労中：生計を維持する為に仕事に従事している場合をいう。

※育児中：未就学児の乳幼児を世話している場合をいう。

※病弱で介護困難：現在治療中の疾病や慢性疾患・障害等があり介護困難な場合をいう。又、既に要介護認定を受けて居宅サービスを利用している場合等をいう。

※他に介護者あり：当事者以外にも病弱者や障害者等の世話をしている場合をいう。

別紙 2

入所申込者第二次判定基準

この表は、別紙 1 の一時判定基準で抽出したグループ等について、そのグループ内での優先度を判定するため、下記の項目等による詳細な調査をおこなうものである。

1 認知症に伴う日常生活上の問題点

①認知症老人の日常生活自立度（0～10点）

認知症 I	認知症 II a	認知症 II b	認知症 III a	認知症 III b	認知症 IV	認知症 M
1 点	2 点	3 点	6 点	8 点	9 点	10 点

②認知症状等に伴う周辺症状の内容やその程度（0～15点）

周辺症状の内容	採点対象となる周辺症状の点数	程度・頻度	配点
暴言・暴行・不潔行為・不眠 ・常時の徘徊・介護への抵抗・ 異食行為・物を壊す・昼夜逆 転など		1～2回	8 点
		3～4回	10 点
		5～6回	12 点
	7回以上	15 点	

2 介護にあたる家族等の状況と生活の場所

①家族の状況（0～15点）

家族の状況の内容	程度・頻度	配点
介護者はいるが協力なし	介護力 なし	15 点
介護者はいるが非協力的である	介護力 低い	10 点
介護者は別棟又は近隣である	介護力 通常	8 点
介護者が他人である など	介護力 高い	6 点

②生活の場所（0～15点）

在宅	介護保険施設		医療機関		その他の施設	
	特 養	老健/療養	短期入院	長期入院	ケアハウス	グループホーム
15 点	0 点	8 点	6 点	7 点	10 点	10 点

3 特記事項

①居宅サービスの利用状況（0～15点）

週 1 回	週 2 回	週 3 回	週 4 回	週 5 回以上	利用なし
6 点	8 点	10 点	12 点	15 点	0 点

②待機期間（0～10点）

半年未満	1年未満	3年未満	3年以上
1 点	5 点	8 点	10 点

③特別な事由があると認められる場合は、10点加算を行う

平成 年 月 日

名前 様 歳 性別 男・女

### 入所申込者判定基準表

1次判定 平成 年 月 日

- 1 介護の必要性  
配点 点 ( )
- 2 在宅介護の困難性
  - ①介護者の有無  
配点 点 ( )
  - ②介護者の状況  
配点 点 (続柄: )

合計点数 点

2次判定 平成 年 月 日

- 1 認知症に伴う日常生活上の問題点
  - ①認知症老人の日常生活自立度  
配点 点 ( )
  - ②認知症状等に伴う周辺症状の内容やその程度  
配点 点 ( )
- 2 介護にあたる家族等の状況と生活の場所
  - ①家族の状況  
配点 点 ( )
  - ②生活の場所  
配点 点 ( )
- 3 特記事項
  - ①居宅サービスの利用状況  
配点 点 ( )
  - ②待機期間  
配点 点 ( )
  - ③特別な事由がある  
配点 点 ( )

合計点数 点

総合計点数 点